

沖縄県の給与・定員管理等の状況について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B ÷ A	(参考) 平成18 年度の人件費率
平成19年度	人 1,391,215	千円 570,020,746	千円 1,933,148	千円 203,486,437	% 35.7	% 34.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

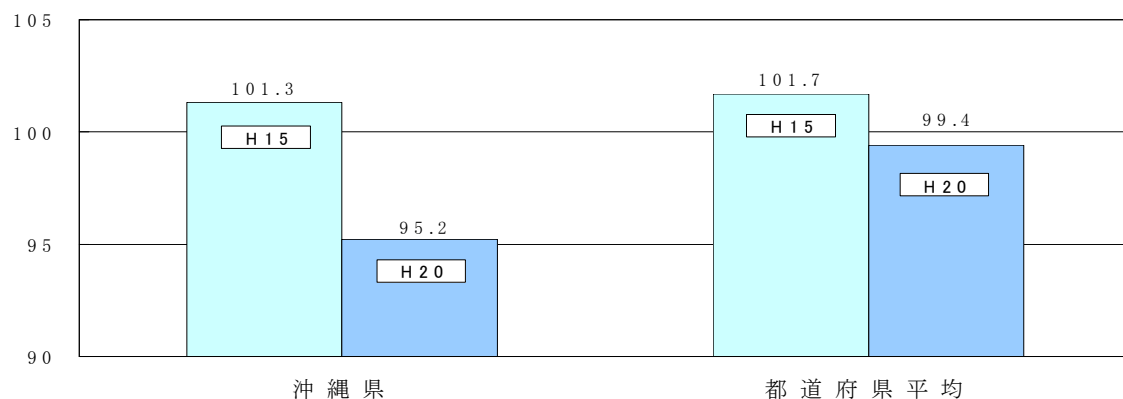
区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B ÷ A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成19年度	人 20,769	千円 94,743,569	千円 17,340,209	千円 36,119,981	千円 148,203,759	千円 7,136	千円 7,563

備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 表中「職員数」は、平成19年4月1日現在の人数である。

特記事項 一般職員について、平成18年4月1日から管理職手当を15%減額（平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は10%減額）し、また、平成20年4月1日から（退職手当の調整額は平成20年3月30日から）は、給料月額を3%減額、期末手当及び勤勉手当を2%減額、退職手当の調整額の第1号から第4号に定める額を30,000円とする特例条例による減額措置を行っている。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



備考 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成20年度	円 364,961	円 353,992	10,969円 (3.10%)	% 0.00	% 0.00	% 0.00

備考 表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

なお、公務員給与は特例条例による減額措置を受けた後の額である。

イ 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	較差 A-B	勧告(改定 月数)		
平成20年度	月 4.27	月 4.35	月 △0.08	月 0.00	月 4.35	月 4.50

備考 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	42.8歳	321,800円	370,042円	353,251円
国	41.1歳	325,113円	—	387,506円
都道府県平均	43.7歳	348,999円	431,898円	391,069円

イ 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A÷B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与 月額 B	
沖縄県	48.3歳	402人	317,600円	363,249円	349,386円	—	—	—	—
うち運転士	46.4歳	97人	309,910円	354,985円	344,823円	自家用車 自動車運 転者	45.5歳	203,800円	1.74
うち用務員	51.4歳	116人	329,711円	360,993円	355,058円	用務員	53.9歳	225,900円	1.60
うち農業技術補佐員	43.3歳	80人	295,015円	374,230円	344,593円	—	—歳	—円	—
うち介助員	52.4歳	40人	348,257円	376,519円	370,951円	—	—歳	—円	—
うち電話交換士	50.2歳	19人	333,384円	361,702円	346,047円	—	—歳	—円	—
うち印刷技士	46.3歳	5人	319,906円	353,044円	343,106円	—	—歳	—円	—
うち土木整備員	43.0歳	8人	285,871円	351,911円	340,354円	—	—歳	—円	—
うち守衛	46.5歳	3人	298,857円	377,018円	320,857円	守衛	59.5歳	183,400円	2.06
うち調理員・調理士	50.4歳	34人	314,871円	356,380円	336,388円	調理士	43.1歳	193,300円	1.84
国	48.9歳	—人	284,679円	—	320,623円	—	—	—	—
都道府県平均	48.4歳	—人	335,603円	390,255円	368,137円	—	—	—	—

	参 考
--	-----

区 分

	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C÷D
沖縄県	5,873千円	—	—
うち運転士	5,748千円	2,783千円	
うち用務員	5,917千円	3,227千円	
うち農業技術補佐員	5,885千円	—千円	—
うち介助員	6,169千円	—千円	—
うち電話交換士	5,928千円	—千円	—
うち印刷技士	5,775千円	—千円	—
うち土木整備員	5,559千円	—千円	—
うち守衛	5,929千円	2,439千円	
うち調理員・調理士	5,760千円	2,488千円	

備考 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成17年から19年までの3ヶ年平均）

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	41.5歳	354,500円	407,813円
都道府県平均	44.6歳	396,784円	465,679円

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	43.2歳	362,200円	416,150円
都道府県平均	43.9歳	384,425円	447,206円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	39.8歳	320,200円	424,974円	351,932円
国	41.7歳	327,391円	—	377,402円
都道府県平均	40.3歳	338,245円	483,553円	383,901円

備考 1 表中「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均であり、特例条例による減額措置を受けた後の額である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間

外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		沖縄県 ※特例条例による減額措置を受けた後の額	国
一 般 行 政 職	大学卒	167,034円	172,200円
	高校卒	135,897円	140,100円
技 能 労 務 職	高校卒	133,084円	—
	中学卒	125,324円	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	187,016円	—
	高校卒	144,336円	—
小・中学校教育職	大学卒	187,016円	—
	高校卒	144,336円	—
警 察 職	大学卒	181,875円	187,500円
	高校卒	153,357円	158,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成20年4月1日現在）※特例条例による減額措置加味後

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	253,757円	308,854円	359,472円
	高校卒	199,882円	250,115円	292,657円
技 能 労 務 職	高校卒	237,796円	247,932円	279,166円
	中学卒	— 円	238,790円	270,943円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	297,890円	351,129円	386,548円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
小・中学校教育職	大学卒	292,587円	348,341円	381,654円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
警 察 職	大学卒	266,307円	311,467円	357,366円
	高校卒	253,599円	284,501円	326,807円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

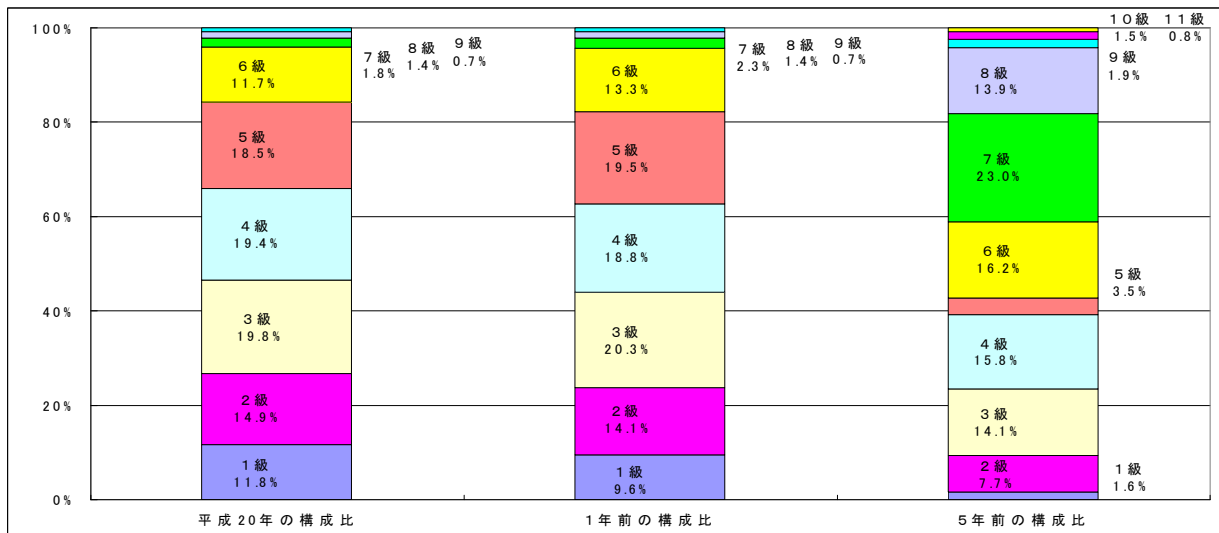
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

ア 級別職員の数等

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	1 主任の職務	543人	11.8%
	2 主事又は技師の職務		

2級	1 副主査の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする主任の職務	684人	14.9%
3級	1 主査又は主任技師の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務	908人	19.8%
4級	1 班長又は主幹の職務 2 相当高度な知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	889人	19.4%
5級	相当困難な業務を行う班長又は主幹の職務	847人	18.5%
6級	課長又は副参事の職務	537人	11.7%
7級	相当困難な業務を行う課長又は副参事の職務	83人	1.8%
8級	統括監又は参事の職務	66人	1.4%
9級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	33人	0.7%

- 備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
イ 級別職員の構成比



備考 給料表は、平成18年に旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級がそれぞれ統合され、11級制から9級制に変更されている。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

ア 課長級以上の特定職員 平成18年度から導入している勤務評価の結果に基づき、「極めて良好、特に良好、良好（標準）、やや良好、良好でない」の5段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

イ 特定職員以外の職員 人事委員会通知に基づき、従前の取扱いに準じ、「特に良好、良好（標準）、良好と認められない」の3段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

沖縄県	国
1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,644千円	—
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.35月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.50月分

(1.60) 月分	(0.70) 月分	(1.60) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%から25%まで	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

ア 課長級以上の特定職員 平成18年度から導入している勤務評価の結果に基づき、「極めて良好、特に良好、良好(標準)、やや良好、良好でない」の5段階で、勤勉手当へ反映させている。

イ 特定職員以外の職員 一律支給

(2) 退職手当(平成20年4月1日現在)

沖縄県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額 6,262千円 27,096千円					

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は平成19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		66,619千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		537,250円	
支給対象地域	支給対象職員数(平成19年度決算)	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	40人	16%	16%
大阪市	5人	13%	13%
名古屋市	1人	12%	12%
福岡市	1人	9%	9%
上記地域の異動保障	45人	異動前の支給率の70% (1年間)	異動前の支給率の100% から80%まで(2年間)
医師・歯科医師	32人	13%	13%
県内全市町村	20,645人	0%	0%
平均支給率		0%	0%

備考 「国の制度(支給率)」の欄の率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18%	18%
大阪市	15%	15%

名古屋市	12%	12%
福岡市	10%	10%
上記地域の異動保障	異動前の支給率の70% (1年間)	異動前の支給率の100%から80% まで(2年間)
医師・歯科医師	15%	15%
県内全市町村	0%	0%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）		770,605千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）		72,073円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）		51.5%	
手当の種類（手当数）		47	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
種雄牛等取扱手当	畜産研究センター又は家畜改良センターに所属する職員（現業職員を含む。）	1 牛及び豚の自然交配、精液の採取若しくは人工授精又はこれらの作業の準備のために牛及び豚を御する作業 2 牛の削蹄又はその作業の準備のために牛を御する作業	日額230円
交通取締等手当	特定警察官（警察官のうち警部以下の階級にあるものをいう。以下「特定警察官」という。）	交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	日額560円（高速道路における作業の場合は、日額840円）
自動車等警ら作業手当	特定警察官	無線自動車警らによる警らの作業	日額420円
		交通取締用自動二輪車による交通指導及び取締りの作業	日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官、知事公室防災危機管理課又は支庁総務・観光振興課に所属する職員	火薬類取締法及び高圧ガス取締法に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	日額230円
海上業務手当	船舶に乗り組む職員	航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難等の業務	日額230円
暴風雨時手当	職員（現業職員を含む。）	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、業務に従事することを特別に命じられたときの業務	1時間500円
社会福祉手当	福祉保健所に勤務し現業を行う社会福祉主事、児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司	福祉に関する業務	月額12,800円

	福祉保健所に勤務し現業を行う母子自立支援員、児童相談所に勤務し現業を行う児童心理司、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事及び心理判定員、婦人相談所に勤務する心理判定員等	福祉に関する業務	月額6,400円
特殊現場作業手当	土木事務所、支庁土木建築課、農林土木事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下4メートル以上の深所等で行う作業	日額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	日額250円
精神保健業務手当	福祉保健部障害保健福祉課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づく精神病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い	日額230円
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務	
爆発物等処理作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被害の防止に関する法律第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の処理作業	1回5,200円（特殊危険物質等の製造解明実験作業の場合は、1回460円）
潜水作業手当	特定警察官、水産研究センター、水産業改良普及センター、栽培漁業センター、支庁農林水産整備課又は実習船運営事務所に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	1 潜水深度20mまで1時間310円 2 潜水深度30mまで1時間780円 3 潜水深度30m超1時間1,500円
救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	日額840円（特別の場合は、1,680円）
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業務（旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。）	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 (3) 1時間1,900円
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して、銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業、銃器を所持する犯人逮捕の作業等	日額820円から日額1,640円までの範囲内の額
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等から要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	1回につき800円

死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	1体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額
家畜保健衛生手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法第3条第1項に規定する業務	月額17,500円
浄化処理作業手当	下水道管理事務所（管理班及び水質管理班に限る。）に勤務する職員	下水道施設における汚泥等の処理作業	月額8,400円
防疫等作業手当	職員	1 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業 2 家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そ）の病菌を有する家畜若しくは有する疑いのある家畜の防疫作業 3 動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業	日額290円
有害薬物取扱等手当	1 農林水産部森林緑地課、工業技術支援センター、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター等に勤務する職員 2 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員	1 毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物若しくは劇物を利用した理化学的試験研究若しくは病虫害防除の作業 2 医療法及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査の業務	日額290円
	農業研究センター、家畜改良普及センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター又は高等学校に勤務する現業職員	毒物及び劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病虫害防除作業	
用地等交渉手当	土木事務所（用地班、河川都市用地班）、支庁土木建築課（総務用地班）等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務	月額14,200円
	土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員（月額の適用を受ける職員は除く。）	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務	日額600円（業務が6時以降の場合、400円を加算）
私服捜査等手当	特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析に作業する職員	私服を着用して現場における犯罪の予防若しくは捜査の作業又は被疑者の逮捕の作業	日額560円
看守手当	特定警察官	留置場における被留置者の看守の作業	日額240円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業	日額240円
鑑識作業手当	職員（警察官にあっては、特定警察官に限る。）	指紋、手口又は写真を利用する犯罪鑑識作業及び理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業	1 現場 日額560円 2 内勤 日額280円
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官及	日額340円

		び機動隊員等による警らの作業	
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署及び石嶺児童園に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛、厚生園に勤務する寮母(父)、県立学校に勤務する警備員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1 深夜の全部の勤務 1 回 980円 2 2 時間以上の勤務 1 回 650円 3 2 時間未満の勤務 1 回 410円
巡回診療手当	福祉保健部医務・国保課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭又は講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員(通信教育に従事することを本務とする職員を除く。)	面接指導の業務	1 時間1,500円
兼務授業手当	高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務	授業 1 時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務	
職業訓練手当	職業能力開発校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練の業務	給料月額10% (上限額月額40,000円)
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所又は支庁県税課に勤務する職員	県税に関する業務	月額9,500円から月額32,000円までの範囲内の額(滞納処分又は犯則取締りの業務に従事したときは日額100円を加算)
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員(校長及び教頭を除く。)	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	日額1,500円から日額2,100円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額1,700円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの	日額1,700円
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額1,200円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額900円

農業機械等運 転作業手当	農業研究センター、畜産研 究センター、家畜改良セン ター又は家畜保健衛生所に 勤務する職員	道路交通法施行規則第2条の表 に掲げる特殊自動車又は小型特 殊自動車（耕うん機）の運転作 業	日額230円
	現業職員	農業機械等の運転作業	日額230円
病虫害防除指 導手当	病虫害防除技術センターに 勤務する職員（研究職給料 表の適用を受ける職員を除 く。）	病虫害の発生予察及び防除指導 業務	給料月額8%（上限額 月額32,000円）
農業教育指導 手当	農業大学校に勤務する職員	農業教育指導の業務	給料月額の10%（上限額 月額40,000円）
消防訓練指導 手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体 育訓練、救急実技訓練、火災防 御訓練、救助訓練、水防訓練又 は危険物実技の訓練の指導の業 務	日額700円
夜間緊急呼出 手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間にお いて、特別な事情の下で行う交 通取締等、爆発物等処理作業、 私服捜査等又は鑑識作業等の業 務	1回につき1,240円
教育業務連絡 指導手当	小学校、中学校、高等学校 又は特別支援学校に勤務す る教諭（特定の主任等の職 務を担当する教諭に限 る。）	教務その他教育に関する事項に ついての連絡調整及び指導助言 の業務	日額200円
航空機整備業 務手当	職員	航空法第24条に規定する一等整 備士又は二等整備士としての業 務	月額23,000円
身辺警護等作 業手当	警察官	身辺警護等の作業	日額640円（特別の場合は、 1,150円）
定時制夜間勤 務手当	定時制の課程を置く高等学 校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務	1 事務長 月額2,000円 2 事務長以外の職員 月 額4,000円
	定時制の課程を置く高等学 校に勤務する現業職員	炊事等の業務	月額4,000円
伝染病防疫手 当	1 保健所に所属する運転 士 2 家畜保健衛生所又は家 畜に試験場衛生所に所属 する現業職員	1 感染症の病原体を有する者 又は有する疑いのある者の搬 送業務 2 家畜伝染病予防法第2条に 定める家畜伝染病の病原体に 汚染されている区域におい て患畜の飼育又は当該病原体 の付着した物件若しくは付着 の疑いのある物件の処理作業	日額290円
清しき作業手 当	厚生園に所属する現業職員	入園者の死体の清しき、綿せん 及び納棺の作業	日額620円
道路上作業手 当	土木事務所又は支庁土木建 築課に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道 路の維持修繕の作業	日額300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	2,064,068千円
----------------	-------------

職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	99千円
支給実績（平成18年度決算）	2,045,510千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	97千円

(6) その他の手当（平成20年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （平成19年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	2,586,585千円	241,601円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	異なる	所有住居 月額2,500円（住宅取得後5年間に限り支給）	2,034,864千円	159,936円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	異なる	交通機関利用の支給限度額 月額55,000円まで	1,565,817千円	91,993円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	異なる	職員と配偶者等の住居の距離について500km未満の区分を国の基準より細分化している。	204,345千円	411,157円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ104,200円から39,700円までの範囲内の額	異なる	1 給料月額25%から10%までの範囲内の額 2 課長補佐級への支給あり	972,487千円	595,157円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額306,900円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 獣医師 月額8,000円以内（8年間漸減しながら支給）	異なる	1 科学技術に関する高度な専門知識を有する職員に月額100,000円以内で支給 2 獣医師に支給なし	92,066千円	1,770,500円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同じ	—	856,801千円	628,153円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	—		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、学校に応じ25%から4%までの割合を乗じた額			1,233,330千円	804,521円
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間（任命権者が必要と認める場合は6年間）支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、異動後5年間は4%、6年目は2%の割合を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正	同じ	—	441,021千円	173,221円

	規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	247,624千円	122,103円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、7,200円又は5,900円）	同じ	—	404,385千円	182,155円
管理職員特別勤務手当	管理職員（大学の学長含む。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給 (1) 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2) 大学の学長 1回18,000円	同じ	—	24,742千円	271,890円
義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額5,000円から月額20,200円までの範囲内の額			1,829,435千円	155,909円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 (1) 管理職員 給料月額の4%又は2% (2) 管理職員以外の職員 給料月額の6%又は3%			83,160千円	464,581円
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波若しくは商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額6%（定時制通信教育手当を受ける者は4%）			199,176千円	423,779円
農林漁業普及指導手当	農業、林業、又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 (1) 管理職員 給料月額4% (2) 管理職員以外の職員			62,835千円	418,900円

	給料月額8%				
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額			0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事	1,116,000円（ 1,240,000円）
	副 知 事	911,400円（ 980,000円）
議員報酬	議 長	990,000円（ —円）
	副 議 長	850,000円（ —円）
	議 員	760,000円（ —円）
期末手当	知 事	（平成19年度支給割合） 3.3月分 注 平成18年4月1日から期末手当を15%減額している。
	副 知 事	（平成19年度支給割合） 3.3月分
退職手当	知 事	（算定方式） （1期の手当額） （支給時期） 124万円×在職月数×0.50 2,976万円 任期满了時
	副 知 事	98万円×在職月数×0.42 1,976万円 任期满了時

- 備考 1 給料及び議員報酬の（ ）内は、特例条例による減額措置（平成20年4月1日から、給料月額については、知事10%、副知事7%、期末手当については15%を減額）を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

6 職員数の状況

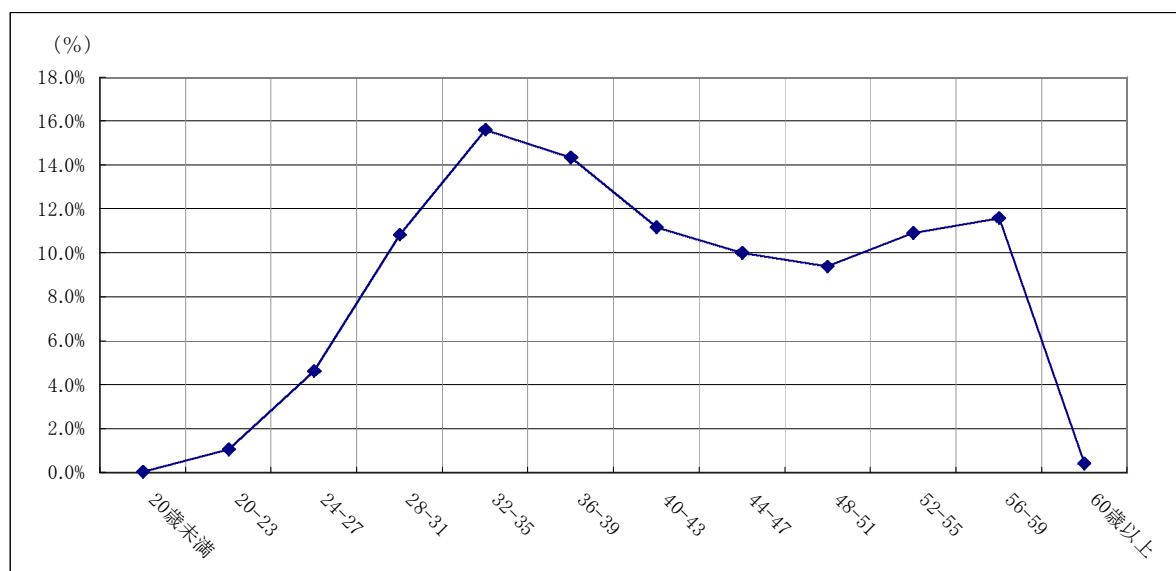
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成19年	平成20年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	42	41	△ 1	●沖振法及び沖繩振興計画の総点検、沖繩IT津梁パークの整備、基地対策業務の強化、公立病院あり方検討、県立看護大学別科専攻の開設等による増 ●石嶺児童園への指定管理者制度の導入、一般健康診断業務の民間への業務移管、下水道管理事務所の包括的民間委託の導入、博物館・美術館の建設完了等による減
		総務	778	769	△ 9	
		税務	186	179	△ 7	
		労働	110	110	0	
		農林水産	1,063	1,032	△ 31	
		商工	215	212	△ 3	
		土木	825	799	△ 26	
		民生	457	402	△ 55	
		衛生	628	620	△ 8	
	小計	4,304	4,164	△ 140	〈参考：人口10万人当たり職員数299人〉	
	教育部門	13,622	13,474	△ 148	●児童・生徒数の減少等による減	
	警察部門	2,844	2,855	11	●警察活動の強化等による増	
	小計	20,770	20,493	△ 277	〈参考：人口10万人当たり職員数1,473人〉	
公営企業等	病院	2,228	2,261	33	●看護師職の欠員補充による増	
	水道	296	274	△ 22	●組織の統廃合、フラット化及び班制導入に伴う減	
	下水道	90	87	△ 3	●業務の見直し・効率化による減	
	その他	30	29	△ 1	●業務の見直し・効率化による減	
	小計	2,644	2,651	7		
合計		23,414 [25,886]	23,144 [25,874]	△ 270 [-12]	(参考：人口10万人当たり職員数1,664人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成(平成20年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	9	247	1,070	2,507	3,613	3,322	2,587	2,314	2,171	2,523	2,682	99	23,144

(3) 定員適正化計画の数値及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
23,896 人	22,821 人	△ 1,075 人	△ 4.5 %

(参考) 新沖縄県定員適正化計画における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成15度	平成24年度	470人 (10%) 純減

注. 新沖縄県定員適正化計画は、知事の事務部局に限るものである。

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成18年～平成20年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	4,432	4,376	4,304	4,164			—	4,183
	増 減		-56	-72	-140			△ 268 (107.6%)	△ 249
教 育	職員数	13,950	13,798	13,622	13,474			—	13,180
	増 減		-152	-176	-148			△ 476 (61.8%)	△ 770
警 察	職員数	2,789	2,823	2,844	2,855			—	2,789
	増 減		34	21	11			66 -	0
公営企業 等会計	職員数	2,725	2,680	2,644	2,651			—	2,669
	増 減		-45	-36	7			△ 74 (132.1%)	△ 56
計	職員数	23,896	23,677	23,414	23,144			—	22,821
	増 減		-219	-263	-270			△ 752 (70.0%)	△ 1,075

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあつては前年比の職員増減数を、計の欄にあつては、計画1年目以降現年までの職員数増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成19年度	千円 15,428,452	千円 505,260	千円 2,542,290	% 16.5	% 16.7

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B ÷ A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成19年度	人 296	千円 1,174,987	千円 289,732	千円 467,463	千円 1,932,182	千円 6,528	千円 7,762

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成20年3月31日現在の人数である。

3 「総費用」、「純損益又は実質収支」及び「職員給与費」は、「地方公営企業決算状況調査」の区分による公営企業会計決算である。なお、「職員給与費」には資本勘定支弁職員の分も含む。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	41.2歳	343,589円	538,686円
団 体 平 均	45.6歳	402,819円	645,516円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,601千円	1人当たりの平均支給額 1,922千円
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成20年4月1日現在）

沖 縄 県	団体平均
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分	勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分

その他の加算措置 定年前早期退職特例（2%から20%までの割合の額を加算） （退職時特別昇給 無） 1人当たり平均支給額 — 千円 26,677千円	1人当たり平均支給額 22,537千円
---	------------------------

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）		1,073千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）		357,756円	
支給対象地域	支給対象職員数（平成19年度決算）	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	2人	16%	16%

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	18%	18%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(エ) 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）		11,339千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）		71,315円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）		54.5%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円
用地交渉業務手当	建設課用地係に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円（ただし、午後6時以降400円加算）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく調査、測量、導送水管等の弁操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の作業	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及	日額400円

		び除塵作業	
		倉敷ダム管理所におけるダム管理業務	日額800円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	日額150円
		薬品注入設備等薬品を取り扱う設備を分解して行う修繕業務、漏洩事故対応（薬液が吹き出す程度以上）	日額230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	110,175千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	442千円
支給実績（平成18年度決算）	119,345千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	463千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者が不在の場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同	—	45,488千円	254,123円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	同	—	37,694千円	168,276円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額	同	—	46,108千円	164,085円

	に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額				
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同	—	0千円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、次長、課長等）。職の区分に応じ93,800円から49,400円までの範囲の額	同	—	17,101千円	684,031円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同	—	29,108千円	220,514円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	—	20,754千円	225,591円

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
311 人	264 人	47 人	15.1 %

(参考) 第7次経営健全化計画における定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	15.1%、47人の減

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

平成18年度 9人の減(進捗率:19.1%)
平成19年度 6人の減(進捗率:31.9%)
平成20年度 22人の減(進捗率:78.7%)

(2) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成18年度の 総費用に占める職員給 与費比率
平成19年度	千円 279,441	千円 21,654	千円 26,865	% 9.6	% 9.3

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B ÷ A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成19年度	人 4	千円 13,189	千円 4,537	千円 5,032	千円 22,758	千円 5,690	千円 7,182

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成20年3月31日現在の人数である。

3 「総費用」、「純損益又は実質収支」及び「職員給与費」は、「地方公営企業決算状況調査」の区分による公営企業会計決算である。なお、「職員給与費」には資本勘定支弁職員の分も含む。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	30.5歳	239,650円	372,734円
団 体 平 均	45.4歳	383,062円	599,574円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,258千円	1人当たりの平均支給額 1,830千円
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.35月分 (0.70) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成20年4月1日現在）

沖 縄 県	団体平均
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置	勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分 定年前早期退職特例 (2)

%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円	1人当たり平均支給額 14,870千円
--	------------------------

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額である。
(ウ) 地域手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成19年度決算)			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)			0円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
東京特別区	0人	16%	16%
県内全市町村	人	%	%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
東京特別区	18%	18%
県内全市町村	0%	0%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(エ) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績 (平成19年度決算)		195千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)		65,067円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成19年度)		100.0%	
手当の種類 (手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円
用地交渉業務手当	建設課用地係に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円 (ただし、午後6時以降400円加算)
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく調査、測量、導送水管等の弁操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に	日額150円

		伴う交通整理の作業	
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	日額400円
		倉敷ダム管理所におけるダム管理業務	日額800円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	日額150円
		薬品注入設備等薬品を取り扱う設備を分解して行う修繕業務、漏洩事故対応（薬液が吹き出す程度以上）	日額230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	1,495千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	498千円
支給実績（平成18年度決算）	1,822千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	364千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同		624千円	312,000円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給	同		618千円	206,000円

	<p>されている職員の配偶者が居住する住居 1 に掲げる額の2分の1</p> <p>3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円</p>				
通勤手当	<p>通勤距離が2 km以上の職員に支給</p> <p>(1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算</p> <p>(2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額</p>	同		1,365千円	341,350円
単身赴任手当	<p>異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100 km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）</p>	同		0千円	0円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、次長、課長等）。職の区分に応じ93,800円から49,400円までの範囲の額</p>	同		0千円	0円
休日勤務手当	<p>沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額</p>	同		338千円	338,064円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額</p>	同		240千円	239,913円

(3) 病院事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考) 平成18年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成19年度	千円 45,756,981	(純損失) 千円 1,206,914	千円 24,867,453	% 54.3	% 55.6

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B÷A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成19年度	人 2,303	千円 10,214,389	千円 4,947,897	千円 3,736,982	千円 18,899,268	千円 8,206	千円 7,448

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成20年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項 平成18年4月1日から一般職員の管理職手当を15%減額している。なお、平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は、管理職手当を10%減額していた。

医師を除く全職員を対象に平成20年4月1日から（退職手当の調整額は平成20年3月30日から）給料月額を3%減額、期末手当及び勤勉手当を2%減額、退職手当の調整額の第1号から第4号に定める額を30,000円としている。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県			
医 師	42.7歳	532,107円	1,304,684円
看 護 師	38.6歳	306,702円	515,730円
事務職員	39.5歳	310,454円	497,059円
団 体 平 均			
医 師	43.1歳	547,455円	1,263,326円
看 護 師	37.5歳	314,839円	511,039円
事務職員	43.7歳	376,602円	608,028円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,623千円	1人当たりの平均支給額 1,676千円
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.35月分 (0.70) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	
-----------------------------	--

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当 (平成20年4月1日現在)

沖 縄 県			団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.50月分	30.55月分	
勤続25年	33.50月分	41.34月分	
勤続35年	47.50月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2%から20%までの割合の額を加算)		
(退職時特別昇給	無)		
1人あたり平均支給額			1人あたり平均支給額
	3,266千円	26,136千円	8,024千円

備考 退職手当の1人あたり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成19年度決算)		213,156千円	
支給職員1人あたり平均支給年額 (平成19年度決算)		683,192円	
支給対象地域	支給対象職員数 (平成19年度決算)	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
医師・歯科医師	324人	13%	—%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
医師・歯科医師	15%	—%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(エ) 特殊勤務手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成19年度決算)		655,739千円	
支給職員1人あたり平均支給年額 (平成19年度決算)		303,442円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成19年度)		93.8%	
手当の種類 (手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	日額290円

	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務		
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員(看護学校を卒業した者に限る。)又は管理者がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護等の業務	深夜の全部を含む勤務	1回6,800円
			深夜における勤務時間が4時間以上	1回3,300円
		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満	1回2,900円	
		深夜における勤務時間が2時間未満	1回2,000円	
	病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務		1回1,620円
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務	日額5,000円	
	看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者		日額1,500円	
暴風雨時手当	職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられたときの業務	1時間500円	
医師手当	医師又は歯科医師	医療業務等	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額	
	医師	病理学的検査の業務	月額100,000円	
	医師	放射線診療又は麻酔の業務	月額50,000円	
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務	離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額	
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	深夜の全部を含む勤務	1回980円
			深夜における勤務時間が2時間以上	1回650円
		深夜における勤務時間が2時間未満	1回410円	
精神保健業務手当	病院(精和病院を除く。)に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務	日額230円	
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業	日額230円	

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	1,804,640千円
----------------	-------------

支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	784千円
支給実績（平成18年度決算）	1,727,194千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	757千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成19年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同	—	260,570千円	237,313円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	同	—	268,778千円	182,346円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同	—	155,397千円	94,697円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同	—	23,554千円	461,835円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じて、月額49,900円から110,100円の額	同	—	34,849千円	849,967円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額306,9	同	—	994,705千円	3,208,725円

	00円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 獣医師 月額8,000円以内（8年間漸減しながら支給）				
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同	—	327,143千円	596,977円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同	—		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	—	319,682千円	234,715円

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
2,284 人	2,294 人	-10 人	-0.44 %